

宇都宮市のスポーツに関する現況の基礎調査等業務プロポーザル実施要領

1 業務の名称

宇都宮市のスポーツに関する現況の基礎調査等業務

2 業務の概要

本市では、平成18年4月にスポーツ振興基本計画を策定した後、平成20年3月の改訂版を経て、平成27年3月に策定した宇都宮市スポーツ推進計画（計画期間：平成27年度～令和6年度）（以下、「現行計画」）に基づき、スポーツに関連する施策を推進している。

このような中、超少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の蔓延によるテレワークの普及を始めとする働き方改革の進展などに伴い、人々の「生活様式」や「働き方」等のライフスタイルが大きく変化してきており、市民一人ひとりが、体力向上や仲間づくりなどのスポーツの意義を再認識し、生活の一部においてスポーツに親しむ時間を確保することが重要となってきた。

また、地域コミュニティの希薄化の進展により、スポーツを通じた人々の交流や地域でのスポーツ機会が減少しており、改めて、だれもが、いつでも、スポーツを楽しむ「ひとり1スポーツ」の実現に向け、身近な場所で気軽にスポーツに親しむ機会の創出が求められている。

本業務は、スポーツ行政を取り巻く環境の変化等を踏まえ、現状分析や課題の整理を行い、次期10年間（令和7～16年度）のスポーツ振興の取組の方向性を定めるための基礎調査等について、スポーツ行政に関する専門的な知識や経験・ノウハウを有する事業者による業務委託するものである。

3 プロポーザルの内容

(1) 件名

宇都宮市のスポーツに関する現況の基礎調査等業務

(2) 業務内容

詳細な業務内容は、仕様書のとおりとする。

(3) 選定方法

地方自治法施行令第176条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置して提案内容の評価を行い、随意契約の候補者を選定する。

(4) 公募方法

- ・ 宇都宮市ホームページに実施要領、参加申請書等を掲載し、提案を公募する。[\(http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/\)](http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/)
- ・ また、宇都宮市教育委員会事務局スポーツ振興課（市役所12階）においても実施要領等を配付する。

(5) 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(6) 企画提案上限額

5,544,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すための参考である。

※ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの見積額に10%で算出した消費税相当額を加算した総額が予算限度額の範囲内にあることを提案の必須条件とする。なお、予算限度額を超えて提出された提案については『失格』とし、提案内容の評価は行わない。

※ 提案に係る見積書は、任意の様式により作成することとし、見積額は作業項目ごとの内訳についても記載するものとする。

(7) プロポーザルに係るスケジュール

内 容	日 時
公募期間	令和5年6月8日（木）から 令和5年6月16日（金）午後5時15分まで
参加申請関係書類及び質問書の受付期限	令和5年6月16日（金）午後5時15分まで
質問書に対する回答	令和5年6月21日（水）までに回答
提案書・見積書の提出期限	令和5年6月30日（金）午後5時15分まで
プレゼンテーション（審査）	令和5年7月10日（月）～14日（月） いずれか1日
審査結果の通知	令和5年7月20日（月）以降

※ このスケジュールは変更する場合があります。

4 プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先

(1) 名称

宇都宮市 教育委員会事務局 スポーツ振興課 スポーツ企画グループ

(2) 所在地

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

(3) 連絡先

TEL：028（632）2737

FAX：028（632）2765

E-mail：u4610@city.utsunomiya.tochigi.jp

5 プロポーザル手続等において使用する言語，通貨及び単位

(1) 言語

日本語

(2) 通貨

日本国通貨

(3) 単位

日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

6 参加資格等

(1) 参加資格

本件プロポーザルに参加するものは、以下の条件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 宇都宮市の令和3年度から令和6年度までの入札参加有資格者名簿に登録されている者又は令和5年6月1日時点の名簿への登録が完了する見込みである者であること。

ウ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止若しくは入札参加保留の措置が行われている者又はこれらの措置要件のいずれかに該当する事実があると認められる者ではないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

オ 政令指定都市，中核市，特別区その他人口30万人以上の基礎自治体において、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条の規定に基づく、地方スポーツ推進計画の策定支援業務を受託した実績があること。

カ スポーツ分野の先進事例等の調査研究の蓄積などにより、実効性の高い提案が見込めること。

キ 本業務の監督員及び業務主任担当者に相当する者がプレゼンテーションに参加できること。

ク 秘密保持誓約書を提出できる者であること。

(2) 参加申請関係書類の提出

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり「参加申請書」及び参加資格オに掲げる「実績一覧」（以下「参加申請関係書類」という。）を提出しなければならない。

ア 提出書類 参加申請関係書類

イ 提出期限 令和5年6月16日（金）午後5時15分まで

- ウ 提出先 宇都宮市 教育委員会事務局 スポーツ振興課
スポーツ企画グループ
E-mail : u4610@city.utsunomiya.tochigi.jp
- エ 提出方法 上記提出先に電子メールにて提出することとし、その他の方法による提出は認めない。
なお、提出時間は、宇都宮市の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までとする。

7 質問及び回答

本件プロポーザル提案書の作成にあたり質問がある場合には、質問書を作成し提出すること。

(1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和5年6月16日（金）午後5時15分まで
- イ 提出先 宇都宮市 教育委員会事務局 スポーツ振興課
スポーツ企画グループ
- ウ 提出方法 自由様式により電子メールで提出すること。
なお、その他の方法での提出は無効とし、電話や窓口での口頭による質問には対応しない。
<E-mail : u4610@city.utsunomiya.tochigi.jp>

(2) 質問への回答方法

令和5年6月21日（水）までに、質問者に関する情報を削除した上で、全対象者へ電子メールにて回答する。
なお、回答した内容は、本要領又は仕様書に対する追加又は修正とみなす。

8 提案書の提出について

(1) 提出書類

提出できる提案は1案とし、本業務に係る下記の電子データを電子メールにて提出すること。

電子メールでの提出ができない場合は、DVD-R等を持参又は郵送にて提出すること。

- ・ 企画提案書（任意様式）
- ・ 見積書（任意様式）

(2) 提出期限

令和5年6月30日（金）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市 教育委員会事務局 スポーツ振興課 スポーツ企画グループ
E-mail : u4610@city.utsunomiya.tochigi.jp

(4) 提出方法等

- ・ 提出する提案は1案とし、電子メール、持参又は郵送（書留に限る。）

により提出することとし、その他の方法による提出は認めない。

- ・ 持参により提案書を提出する場合の受付時間は、宇都宮市の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ・ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない場合がある。

(5) 提出書類の規格

- ・ 提案書は、本要領「9 提案書記載事項」の項目に沿って作成すること。

(6) 提出書類の形態及び部数

- ・ 提案書及び見積書の電子データ（DVD-R等でも可）・・・・・・1部（Microsoft office Word 又は Excel, PowerPoint で作成した電子データを提出すること。）

(7) 疑義の照会

提案書の内容等について、後日、宇都宮市から照会を行うことがある。

(8) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

(9) 提案書の提出辞退

参加を辞退する場合は、令和5年6月30日（金）午後5時までに、辞退することを本市へ電話連絡をした上で、必ず宇都宮市の様式により辞退届を電子メールにより提出すること。なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

(10) その他

ア 提案書の取扱い

- ・ 企画提案書の提出後において、提案者の選定までの間は、提案書に記載された内容の追加及び変更は認めない。ただし、当市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときはこの限りではない。
- ・ 提出された企画提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された企画提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

- ・ 提出された提案書等は、宇都宮市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開される場合がある。

ウ 秘密の厳守

- ・ 指名された者は、本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

9 提案書記載事項

提案書の作成に当たっては、仕様書の内容及び以下の項目を踏まえ、実現性が高く、具体的で効果的な内容を提案すること。

また、提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすく、パソコン上で見えやすいものとする。

構成については、以下に示す構成に沿って作成すること。

- ・ 表紙、目次、本編で構成すること。
- ・ 原則として、A4判、横書きで作成すること。

① 表紙

「宇都宮市のスポーツに関する現況の基礎調査等業務提案書」と題名を記載し、提出日、提案者名を記載すること。

② 目次

目次を作成のうえ、参照先の頁番号を記載すること。

③ 本編

本編は、以下の記載項目一覧の順序、内容に従い作成することとし、全ての項目について漏れなく記載すること。

	提出書類	備 考
1	実施体制	以下の点について記載すること。 ・ 配置予定の業務主任技術者、担当技術者 ※他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合には、分担業務の内容、再委託先及びその理由を記載すること。
2	業務担当者の経歴	以下の点について記載すること。 ・ 配置予定の業務主任技術者、担当技術者の経歴
3	過去5年間の同種または類似業務の実績	以下の点について記載すること。 ・ 同種または類似の業務実績 ※特に、本市と生産構造が類似する自治体における業務実績を有する場合には、類似点を明確して記載すること。 ※2に記載した配置予定の業務担当者が業務を参画している場合には、業務における立場や内容、成果等を記載すること。
4	業務の実施方針	以下の点について記載すること。 ・ 業務の実施方針、実施手法、実施フロー、工程計画及びその他（仕様書に対する提案、意見等）必要な事項

5 仕様書に関する提案			
	(1)	スポーツに関する現況の基礎調査	以下の点について記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国県の動向や社会経済情勢の変化など，スポーツ分野の最新動向を的確に捉えた専門的な知識やノウハウ ・ 仕様書「第3章 特記仕様 1 (1) スポーツに関する現況の基礎調査」に示す情報を信頼性のあるデータとして収集する手法
	(2)	庁内の関係施策や計画の整理	以下の点について記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨今の情勢を踏まえた既存計画等の評価の手法，プロセス
	(3)	本市の課題等の分析・導出	以下の点について記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の将来に向けた課題等を的確に把握するための分析手法
	(4)	本市のスポーツ行政に関する調査報告	以下の点について記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書「第3章 特記仕様 2 本市のスポーツ行政政策に関する調査報告」における要因分析の視点や手法
	(5)	次期スポーツ推進計画策定に向けた提案	以下の点について記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書「第3章 特記仕様 3 次期スポーツ推進計画策定に向けた提案」における手法・独自視点及び提案
その他		会社概要	・ 会社概要を記した資料（パンフレット等）を添付する。

※ 仕様書に示す業務内容に係る要件を満たした上で，仕様書にない点等について，より良い提案がある場合はその内容について明記すること。

※ 仕様書の要件とは別に，本業務においてアピールする点があれば，その内容を記載してもよい。

10 提案内容の評価項目

提案書の評価については、主に次の基準により総合的に行う。

- ① 業務体制・実績
- ② 企画提案内容の具体性及び実効性
- ③ プレゼンテーション
- ④ 調査報告書等の作成能力
- ⑤ 見積価格及びその妥当性
- ⑥ 地域経済への貢献度

11 審査方法及び審査結果

提出された提案書の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーション審査を実施し、提案者への質疑等を行った上で、最も優れた提案をした提案者及び次点を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

- | | |
|---------|---|
| ア 日 時 | 令和5年7月10日（月）～14（金）いずれか1日 |
| イ 場 所 | 当市の指定する場所（別途連絡） |
| ウ 説 明 者 | 本業務遂行時の主務及び実務担当予定者（2名程度） |
| エ 説明時間等 | 持ち時間20分
説明終了後に必要に応じて質疑応答を行う。（質疑応答に係る時間は持ち時間に含めない。） |

オ 説明資料等 資料は、提出した Microsoft office Word・Excel・PowerPoint で作成したデータのみ使用可能とする。なお、Microsoft Office がインストールされたパソコン、プロジェクター、スクリーンは当市が用意する。

(2) 提案者の失格事項

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した企画提案書を無効とし、選定の対象外とする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ・ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ・ 企画提案書に記載された技術者等が、契約締結後に当該業務に従事できない者
- ・ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
- ・ その他この要領の諸条件に違反した者

(3) 審査結果の発表

- ・ 審査結果については、令和5年7月20日（月）以降に提案者へ書面で通知する。
- ・ 次点の者又は選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、宇都宮市役所の閉庁日を含まない。）以内の午前8時30分から午後5時までに審査結果の通知を持参の上、書面により

申請するものとする。なお、その回答は後日、書面により行うものとする。

- ・ 審査結果に対する、異議申し立ては受け付けない。

12 契約

- ・ 最も優れた提案を行った提案者を契約候補者とし、随意契約を締結する予定である。
- ・ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者を新たな契約候補者とする。
- ・ 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- ・ 当市は、契約締結後においても、契約業者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

13 留意事項

ア 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。

イ 業務の進捗状況については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。

ウ 本業務の実施により得られた成果は、宇都宮市に帰属する。

エ 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。

オ 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ宇都宮市の承諾を求めること。また、委託業務の全部を再委託することはできない。

14 その他

この要領は、令和5年6月8日から適用し、契約を締結した日の翌日にその効力を失う。